

公 示 日 : 2021 年 4 月 28 日

調達管理番号 : 21a00198

国 名 : キルギス

担 当 部 署 : 人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

調 達 件 名 : キルギス国非感染性疾患の早期発見・早期治療のためのパイロット
トリファラル体制強化プロジェクト基本計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 6 月下旬から 2021 年 8 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.57M/M、国内 0.50M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	17 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 5 月 26 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 6 月 7 日 (月) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	キルギス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

キルギス共和国は、1991年の独立以降、政治不安や経済不況により保健医療サービス提供の質・量が低下したものの、保健セクター改革の実施により、ミレニアム開発目標4（乳幼児死亡率の削減）の達成や、ポリオやマラリアの撲滅といった感染症対策で成果を上げた。他方、非感染性疾患（Non-communicable diseases: NCDs）による死亡率が約8割（出典：世界保健機構（以下WHO）である。なお、世界全体では約7割）となっているが、適時・適切な医療サービス提供に関して課題を抱えている。特に、首都ビシュケク及びその周囲のチュイ州は、キルギスの人口の3割以上を占める人口稠密地帯であり、他州からの搬送者を含め患者が集中している上、NCDsの1つの指標である心血管疾患の10万人当たりの死亡者数（2019年）は全国平均（297人）より高い377名と全国平均を大きく上回っており、医療サービスの質の改善が喫緊の課題である。当該課題を踏まえ、本件プロジェクトが我が国に要請されるに至った。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術プロジェクトの仕組み及び手続きを把握のうえ、調査団

員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、情報を収集・整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2021 年 6 月下旬)

- ① 要請内容を理解・分析のうえ、情報収集する。以下の情報を収集し、JICA 担当部署に説明、報告する。渡航前ではあるが、可能な限り情報収集し、入手できない情報は、現地調査において対応すること。

ア) キルギスの保健セクターにおける政策関連

- ・保健セクター開発計画
- ・非感染性疾患対策の計画
- ・保健人材育成計画
- ・COVID-19 対策
- ・デジタルヘルス関連の政策
- ・中央政府と地方政府との役割分担

イ) キルギスの保健医療体制の状況 (州毎に整理)

- ・公的病院の数
- ・リファラル体制の状況 (キャッチメントエリア、連携状況等)
- ・専門病院の内容、数 (非感染性疾患、感染症)
- ・医療機材の整備状況 (保有機材、保守管理状況等)
- ・保健行政 (機関名、役割等)
- ・保健医療人材の状況 (保健医療人材 (医師、看護・助産師、保健師等) の種類、教育環境等)
- ・予算状況 (国家予算、州予算の配分状況)
- ・COVID-19 対策状況 (患者数、院内感染対策、リファラル体制、患者管理など)
- ・デジタルヘルスの活用状況 (遠隔医療、患者データ管理、電子カルテ、住民のスマートフォンデバイスの保有状況、インターネット環境の整備状況などを州毎に整理)

ウ) キルギスの保健セクターの疾病状況

- ・疾病構造 (母子保健、感染症、非感染性疾患、外傷)
- ・疾患別死亡率
- ・疾患別罹患率

エ) ビシュケク市及びチュイ州の保健セクターの詳細分析

- ・各公的病院の名称、概要（病床数、診療科、医療従事者数、保有機材など）
- ・非感染性疾患対策の状況
 - ✓ 疾病状況の詳細分析
 - ✓ 予防・啓発、早期発見の取り組み状況
 - ✓ 非感染性疾患の疾患ごとの要因分析
 - ✓ 一次、二次、三次施設での非感染性疾患対策に係る役割分担（疾患レベル、治療内容、保有機材、医療従事者のレベルなど）
 - ✓ 一次、二次、三次施設のキャッチメントエリアとレファラル状況
 - ✓ 非感染性疾患対策に係る専門病院の有無、有れば概要
 - ✓ COVID-19 対策の状況
 - ✓ デジタルヘルスの取り組み状況

【参考：要請内容】

＜上位目標＞

パイロット地域において、非感染性疾患患者のリファラル体制が改善する。

＜プロジェクト目標＞

NCDs の早期診断・早期治療に向けて質の高い医療サービスを提供できるよう、パイロットリファラル体制を整備する。

＜成果＞

成果 1：支援対象となる医療施設の病院管理者（院長等）の能力強化が実施される。

成果 2：NCDs 対策に従事する医療従事者の継続的な研修体制が構築されている。

成果 3：パイロットリファラル体制の機能が整備され、二次及び三次医療へのリファラルが減少する。

成果 4：NCDs の早期発見・早期治療に向けたリファラル体制のモデルを他州に拡大するための保健省等関係機関に対する提言が作成される。

- ② 現地調査で収集すべき情報を検討し、事前に質問票を取り纏め、現地に

送付する。質問票は、和文・英文・露文で作成し、事前に、JICA 人間開発部及び JICA キルギス共和国事務所に共有のうえ、内容を協議する。

③ ①、②を踏まえて、調査計画を作成し、JICA 人間開発部及び JICA キルギス共和国事務所と協議する。調査計画には、具体的な調査日程（対象機関、面会相手、目的、調査事項及びその理由などを記載）を含むものとする。

④ 対処方針会議等に参加する。

⑤ 現状の想定を踏まえて、プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案（和文・英文）をドラフトする。

（２） 現地業務期間（2021 年 6 月下旬～7 月中旬）

① JICA キルギス共和国事務所等との打合せに参加する。

② キルギス側関係機関との協議及び現地調査に参加する。

③ （１）①で記載した以下項目に関して、現地でも情報収集を行い、取り纏めること。

ア) キルギスの保健セクターにおける政策関連

- ・ 保健セクター開発計画
- ・ 非感染性疾患対策の計画
- ・ 保健人材育成計画
- ・ COVID-19 対策
- ・ デジタルヘルス関連の政策
- ・ 中央政府と地方政府との役割分担

イ) キルギスの保健医療体制の状況（州毎に整理）

- ・ 公的病院の数
- ・ リファラル体制の状況（キャッチメントエリア、連携状況等）
- ・ 専門病院の内容、数（非感染性疾患、感染症）
- ・ 医療機材の整備状況（保有機材、保守管理状況等）
- ・ 保健行政（機関名、役割等）
- ・ 保健医療人材の状況（保健医療人材（医師、看護・助産師、保健師等）の種類、教育環境等）
- ・ 予算状況（国家予算、州予算の配分状況）

- ・ COVID-19 対策状況（患者数、院内感染対策、リファラル体制、患者管理など）
- ・ デジタルヘルスの活用状況（遠隔医療、患者データ管理、電子カルテ、住民のスマートフォンデバイスの保有状況、インターネット環境の整備状況などを州毎に整理）

ウ) キルギスの保健セクターの疾病状況

- ・ 疾病構造（母子保健、感染症、非感染性疾患、外傷）
- ・ 疾患別死亡率
- ・ 疾患別罹患率

エ) ビシュケク市及びチュイ州の保健セクターの詳細分析

- ・ 各公的病院の名称、概要（病床数、診療科、医療従事者数、保有機材など）
- ・ 非感染性疾患対策の状況
 - ✓ 疾病状況の詳細分析
 - ✓ 予防・啓発、早期発見の取り組み状況
 - ✓ 非感染性疾患の疾患ごとの要因分析
 - ✓ 一次、二次、三次施設での非感染性疾患対策に係る役割分担（疾患レベル、治療内容、保有機材、維持管理状況、医療従事者のレベルなど）
 - ✓ 一次、二次、三次施設のキャッチメントエリアとリファラル状況
 - ✓ 非感染性疾患対策に係る専門病院の有無、有れば概要
 - ✓ COVID-19 対策の状況
 - ✓ デジタルヘルスの取り組み状況

- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクトの支援枠組み（PDM、POの素案）を作成、JICA 人間開発部、現地事務所に提案、協議する。
- ⑤ 調査結果や他団員及びキルギス側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO 案（和文・英文）、R/D（Record of Discussions）を取りまとめる。
- ⑥ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑦ 現地調査結果の JICA 現地事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2021年7月下旬～8月）

- ① 帰国報告会に出席する。
- ② 基本計画策定調査報告書（案）（和文）を作成、JICA 人間開発部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書
2021年8月5日までに提出。
電子データにて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、イスタンブール経由を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2021 年 6 月 30 日～7 月 16 日を予定しています。
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
ア) 総括（JICA）
イ) 協力企画（JICA）
ウ) 評価分析（本コンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容
JICA キルギス共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
ア) 空港送迎：あり
イ) 宿舎手配：あり
ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

- エ) 通 訊 備 上 : 英語⇄ロシア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ : JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供 : JICA キルギス共和国事務所内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-3150) にて配布します。

- ・ 要請書
- ・ 案件概要表 (現状版)

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載し

てください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上